

年度別監査実績

(平成24年度～令和3年度)

令和4年4月1日

鳥取県監査委員事務局

監査種別	実施年度	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24	摘 要	制度の 創設年度
定期監査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
財政的援助団体等監査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和25
随時監査(臨時監査)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
行政監査		—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	本県は平成13 年度から開始	平成3
共同設置機関の監査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和27
直接請求による監査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
議会の請求による監査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
知事の要求による監査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
住民の請求による監査		—	—	—	—	—	—	○	—	○	○		昭和23
職員の賠償責任に係る監査		○	—	○	○	○	○	—	—	○	—		昭和25
例月現金出納検査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
指定金融機関等監査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和38
決算審査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
基金運用状況審査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
業務適正化評価報告書の審査		○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	審査は令和2 年度から開始	令和元
健全化判断比率等の審査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平成20
包括外部監査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本県は平成11 年度から開始	平成9

注1 「○」は実績があるものを、「—」は実績がないものを表す。

2 実績年度は、監査結果の公表を行った年度とする。

3 工事監査は定期監査の一環で平成13～23年度まで実施。

※参考

【監査委員制度の沿革】

昭和21年10月 第一次地方制度の改革時に創設

昭和21年11月 鳥取県条例第20号鳥取県監査委員条例施行(日本国憲法公布)

昭和22年 4月 地方自治法施行(昭22.4.17)により、現行制度の確立

昭和23年 6月 鳥取県監査委員条例(第40号)施行(昭和21年10月条例を廃止)

平成18年 6月 地方自治法一部改正公布(監査委員定数の自由化)

平成18年12月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の増(4名→6名))(平成19年4月施行)

平成24年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(6名→5名))(平成24年4月施行)

平成29年 6月 地方自治法一部改正公布(議選監査委員の選任の義務付けの緩和等)

平成30年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(5名→4名))(平成30年4月施行)